



産科医療補償制度の現状と問題点 よりよい制度にするために

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 静岡県母性衛生学会 公開日: 2023-03-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前田, 津紀夫 メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/10271/00004317 |

産科医療補償制度の現状と問題点 よりよい制度にするために

産科医療補償制度原因分析委員会委員
静岡県産婦人科医会理事
前田津紀夫

平成21年1月1日をもって開始された産科医療補償制度は、制度発足からまもなく5年目を迎えようとしている。

平成24年6月24日現在、3320の医療機関が制度に加入しており、その加入率は99.8%である。また、平成24年6月1日までに335件の事例が審査対象となり、309件が補償対象と認定された。補償対象となった全ての事例について原因分析がなされる予定であるが、現在までに120件の原因分析報告書要約版が公表されている。再発防止委員会からは2回にわたり「再発防止に関する報告書」を公表し、各テーマに沿って分析結果を出版し配布した。

制度の成果として、過去には決して補償されることがなかった事例などが補償されるようになったこと、原因分析結果が再発防止や医療安全対策に役立てられるため国民の信頼を得やすいこと、などがあげられる。

訴訟に関して述べると、補償対象と認定された252件のうち損害賠償請求等は18件（7.1%）であった。原因分析報告書が送付された事案は87件であるが、このうち損害賠償請求等は8件（9.2%）、しかも6件は原因分析報告書送付前に賠償請求が行われている。数字だけを見ると、賠償請求は減少しており、原因分析報告書が訴訟の火種となるという一部の方の主張も当たっていないことがわかる。

制度は発足後5年を目途に見直しが行われるが、補償対象、補償金額、補償金の支払い方法、保険料（掛け金の額）、原因分析報告書や資料の学術方面への利用、原因分析報告書が紛争の火種となりにくいような工夫、重大な過失があるときの調整の問題など、課題は山積みである。

現在も平成25年中を目途に制度内容の見直しに向けての話し合いが進行中である。よりよい制度となることを期待したい。